ゲオゲーム機延長保証　保証規約

テックマークジャパン株式会社（以下「当社」といいます）は、『当社が ゲオゲーム機延長保証（以下「本保証」といいます）に関し提携する株式会社ゲオ（以下「ゲオ」といいます）の販売店で販売するゲーム機』であり、かつ『購入に際しゲオが当社に代わり発行する保証延長書が貼付されたゲオゲーム機延長保証 保証加入者証（以下「加入者証」といいます）を保有する購入者様（以下「加入者様」といいます）に対し、加入者証の情報に記録されている商品（但し、ゲーム機本体に限るものとし、コントローラーなどの付属品は除くものとします）』（以下「本商品」といいます）につき、延長保証期間（第２条に定める期間をいいます）中に故障が発生した場合、メーカー保証書に記載されている内容及び本規約の規定に基づいて無償で修理（以下「延長保証」といいます）を行なうものです。

第１条（延長保証開始日）

１．ゲオが当社に代わり、保証料金の支払いと引き換えに、加入者証を、書面もしくは電磁的方法により発行します。

２．延長保証は、メーカー保証が終了した日の翌日から開始（以下「開始日」といいます）します。

第２条（延長保証期間）

延長保証が効力を有する期間は、前条第２項で定めた開始日から加入者証記載の保証終了日までとします（以下、「延長保証期間」といいます）。但し、メーカー保証期間中はメーカー保証が優先されるものとします。当該延長保証期間内において修理回数に制限はないものとします。

第３条（保証限度額）

延長保証期間中の修理費用（以下「保証限度額」といいます）は、修理の際に発生する往復の運送費を含め 45,000 円（消費税込み）までとします。１回の修理費用が保証限度額を超過する場合については、第５条に定めるとおりとします。また、メーカー保証期間内に初期不良等でメーカーまたは販売店により新たに代品交換された場合でも、延長保証期間は変更されないものとします。

第４条（修理の依頼）

１．延長保証期間中に、本商品の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合、加入者様は本商品・保証延長書が貼付された加入者証・メーカー保証書及び本商品をご購入の際に発行されたレシートを準備のうえ、以下まで修理をご依頼ください。保証延長書が貼付された加入者証・メーカー保証書及び本商品をご購入の際に発行されたレシートを紛失された場合は延長保証を受けられない場合がありますので、大切に保管してください。

【連絡先】

テックマークジャパン　ゲオ修理受付センター

電話番号：0120-989-955　／　受付時間：全日　（24時間・365日対応）

２．修理の依頼に際しては本商品の分解を伴わずに、プログラム、データ、ポイント、電子マネー及びそれに類するもの・その他、本商品購入後に本商品に取り込まれたもの、記録媒体、純正でない部品（アクセサリー等）、機構・付加物を、事前に本商品から取り外すものとします。これらのいずれかが、本商品に記録または付加された状態で修理者である当社に引渡された場合には、加入者様がこれらに対する権利を放棄したものとみなします（データ保存・復旧はできかねます。工場出荷状態となる場合があります。）。また、修理のための交換部品等は、修理時に良好に稼動する現状有姿の部品等とし、交換された旧部品等は、当社またはその指定業者の所有とすることがあります。

第５条（代替品の提供）

１．延長保証による１回の修理見積価格が保証限度額を超過する場合や、修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給不可等）は、保証限度額を上限として当社が指定する同機種または、同等品を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。これにより、延長保証は終了するものとします。

２．代替品の提供にあたって、加入者様は当社に対して機種または品名その他の指定を行なうことはできないものとします。

３．代替品の提供は商品のみを対象とし、代替品提供の際にかかる廃家電処理（リサイクル法等の関連処理）費用等は対象外とします。

第６条（延長保証の対象外となる主な事由）
１．次のような場合は延長保証の対象とならないものとします。
(1)記憶装置を持つ本商品のデータ、記録媒体（ハードディスク・SD カード等）等。
(2)ハードディスク・メモリー等の記憶媒体の不良に起因して起こるデータ損壊または復元。
(3)当社以外に本商品の修理を依頼された場合。
(4)本商品の部品交換を伴わない調整または手直し修理（清掃、リカバリー、設定等で完了する場合）。
(5)OS・ソフトウェアの再インストール及び BIOS 調整・書き換えのみで修復された場合。
(6)OS・ファームウェア等、ソフトウェアの再インストール、初期化または修正。
(7)バッテリー、乾電池、周波数変更交換部品等メーカーの定める消耗品の交換である場合。
(8)本商品の機能及び使用の際に影響の無い損害（外観、液晶の画面焼けやピクセル抜け及び輝度低下を含む）。
(9)本商品の付属部品（ケース、ストラップ等を含む）、周辺機器、アクセサリー、ソフトウェア等、本商品以外の商品の故障または損傷や、本商品以外との相性に起因した故障または損傷。
(10)お買い上げ後の移動、落下等によって生じた故障または損傷。
(11)一般家庭以外（例えば業務使用、車両や船舶への搭載）での使用によって生じた故障または損傷。
(12)直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた故障または損傷、不具合等
①不適切な使用（落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩、増設及びソフトウェアを含む改造行為等）によって生じた本商品の故障または損傷。
②増設機器、周辺機器、ソフトウェアとの相性により正常動作しない場合に生じた故障または損傷。
③ソフトウェアのバグ、コンピューターウイルスにより正常動作しない場合に生じた故障または損傷。
④本商品の取扱説明書及び本体貼付ラベルなどの注意書きに反した取扱いや使用により生じた故障または損傷。
⑤メーカーサービス以外のものによる分解または分解の痕跡がある場合に生じた故障または損傷。
⑥本商品の本体貼付ラベルがない、または剥がされた痕跡がある場合。
⑦自然損耗（例：通常の使用による商品本体についた傷など）、磨耗（例：通常の使用により発生した摩擦による商品本体の塗装等の剥がれなど）、虫食い、ねずみ食い、変質・変色・錆、カビ、傷、その他類似の事由によって生じた故障または損傷。
⑧火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由によって生じた故障または損傷。
⑨地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害及び異常電圧、その他の外的要因によって生じた故障または損傷。
⑩盗難、置き忘れまたは紛失。
⑪核燃料物質、もしくは核燃料物質に汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する故障または損傷
⑫戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）により生じた故障または損傷。
⑬本商品の西暦による年号を電子的に表示、認識または処理する機能を内蔵するものに関し、かかる機能の設計上の問題に起因する日時認識エラー。
(13)本商品のメーカーがメーカーの責任において行なう修理（リコール宣言を行なった後のリコールを含む）。
(14)修理のご依頼が、延長保証期間の終了後になされた場合。
(15)本商品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または延長保証の対象外の原因による故障である事が判明した場合の修理技術費用、部品代金、修理の際に発生する往復の運送費、修理見積費用及び諸経費。
２．本保証は日本国内のみ有効です。
３．延長保証の対象外修理（有償修理）となった場合に要する費用は、加入者様のご負担となります。但し、延長保証の対象外の費用についても、その発生について加入者様に責任がないと明らかに認められると当社が判断した場合に限り当社が負担する場合があります。

第７条（間接損害）
次の損害等については延長保証の対象とならないものとします。
(1)本商品の故障または損傷に起因して他の財物（ソフトウェアを含む）に生じた故障、もしくは損傷等の損害。
(2)本商品の故障または損傷に起因して、本商品、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。

(3)本商品の故障または損傷に起因して生じた身体の傷害または障害、またはこれに起因する一切の損害

第８条（第三者の意見）
故障及び損害の認定などについて、当社と加入者様との間で見解の相違が生じた場合には、当社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。

第９条（本商品の受け取りについて）
修理依頼者は、当社が預かった本商品を受け取らなければなりません。受け取りいただけなかった場合は、修理受付日より６か月を経過した時点で、修理依頼者が以下の各号のいずれかに該当した場合、その事由が生じたときに所有権を放棄したものとし、当社が預かった本商品を処分することをあらかじめ了承するものとします。
（1）当社が預かった本商品について、修理依頼者が当社に対し電話または「修理品取り扱いについて」と題するはがきにより返送依頼し、当社より本商品を返送したにもかかわらず、返送依頼者が受け取らず、当社に本商品が戻された場合
（2）当社が預かった本商品について、当社が修理依頼者へ「修理品取り扱いについて」と題するはがきを送付した日から３か月経過したにもかかわらず、当社に対しそのはがきで修理依頼または所有権放棄等の意思表示をしなかった場合

第 10 条（その他留意点）
１．本保証に基づく初回修理の発生以降に、本保証の譲渡はできないものとします。
２．本保証の解約はできないものとします。
３．修理の依頼については、第４条の規定に従い行なうものとします。店舗では修理受付を行いません。

第 11 条（個人情報の取り扱い）
当社は、本保証に基く修理時において、当社が取得した加入者様の氏名、住所、電話番号などの加入者様の個人情報に関し、保証を円滑に運営する目的及び当該延長保証契約に基づく保証修理債務に関する補償を得る為に保険契約を締結する目的で取得します。当該目的達成の為に限って当社は当該保険契約上の保険者となる損害保険会社に対し情報の提供を行います。また、本業務を円滑に運営するために、当社が提携または業務を委託するものに対し、情報の取扱いの一部または全てを委託する場合があります。提供及び委託をする場合、当社は提供先および委託先と秘密保持を含む個人情報の取り扱いに関する契約を締結し、情報は（簡易）書留郵便または機密情報用の宅配便で送ります。当社は当該情報について加入者様のプライバシー保護に充分に注意を払うものとします。
本保証に基く修理時において個人情報の提供は任意ですが、提供がない場合は、本保証の対象となりません。
■提供を受け、お預りした個人情報は、以下の個人情報保護部門責任者が責任を持って管理します。
　業務部　カスタマーサービスチーム　マネージャー
■加入者様ご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用中止等のご請求、苦情や相談、その他の不明な点についてのご照会は下記までご連絡ください。
なお、保証登録内容の変更・訂正につきましては、左記の＜テックマークジャパン　ゲオ修理受付センター：0120-989-955＞へご連絡ください。

テックマークジャパン株式会社
業務部　カスタマーサービスチーム
電話番号：0570-200-811
受付時間：9:00～17:00（月～金の平日のみ）
E-Mail　：techmark@aig.co.jp

※IP 電話等では、上記番号に接続できない場合がございますので、その場合は上記 E-Mail 宛もしくは当社ホームページ内よりお問い合わせください。
※上記問合せ先（電話番号、E-Mail）に変更がある場合は、当社のホームページ上 URL:http://www.techmark.co.jp に通知いたします。